

# 平成30年度 入札監視委員会議事概要

航空自衛隊西部航空方面隊

開催日及び場所	平成31年3月11日(月) 福岡第2合同庁舎10階 共用打合室4
委員	牧角 龍憲 (大学名誉教授)      松藤 泰典 (大学名誉教授) 諏佐 マリ (大学准教授)      柴田 祐二 (公認会計士) 多川 一成 (弁護士)

## II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
審議対象件数	5,167件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	6件	(審議概要) 1 発注実績について 2 抽出事案について
一般競争	3件	
指名競争	0件	
随意契約	3件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問  ○それに対する回答等	<b>【発注実績について】</b> 特になし。  <b>【抽出事案について】</b> 1 <b>【築城基地汚泥汲取外】</b> (一般競争) (1者応札) ・1者応札及び落札率100%の理由は何か。	・本件の入札に参加するためには、築上町長の許可する「一般廃棄物(し尿)処理業許可証」と「浄化槽清掃業者許可証」が必要であるが、契約時に、築城基地の所属する椎田地区において両方の許可証を所持している業者は1者のみであったため、結果的に1者応札となった。 また、「築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を基に予定価格を算定しているため落札率100%となった。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・浄化槽の汚泥汲取と、し尿汲取と分けて契約した場合、応札業者の数は変わるのか。また、分けた場合、両方の許可証はそれぞれ必要になるのか。</p> <p>・予定価格は、築上町の条例に基づき算定しているとの説明であったが、競争入札方式になじむものなのか。</p> <p>・新規参入の可能性については、どうか。</p> <p>・条例で定めている料金は固定なのか。</p> <p><b>2〔電源切替開閉器等更新工事〕</b> (一般競争) (1者応札)</p> <p>・1者応札及び低落札率の要因について説明されたい。</p>	<p>・現在、椎田地区でこの許可証を保有している業者は1者のみであり、浄化槽とし尿を分けた場合でも現時点では応札可能業者数は変わらない。また、分けた場合、浄化槽の汚泥にも、し尿が含まれているため両方の許可証がないと出来ないが、し尿汲取に関しては「一般廃棄物(し尿)処理業許可証」のみで参入可能である。</p> <p>・応札可能な業者が1者のみという現状であるが、許可証の申請・取得は随時可能である。条例を基にした予定価格であるため価格競争にはならなくても、入札に参加を希望する業者が現れる可能性はあり、競争性を排除しないためにも、一般競争を継続すべきと考える。</p> <p>・現状は厳しいと思うが、築上町に問い合わせたところ、申請はいつでも可能であることを確認しており、新規参入については、可能性はあるといえる。</p> <p>・当該料金(36L当たり400円)は、基準とされているものである。本件においては、1円未満の端数を切り捨て、1L当たり11円として契約に至ったことから、調整の余地はある。</p> <p>・本工事の入札を実施するにあたり、2者参加予定であったが、入札直前に1者が、人員の確保が困難との理由から入札参加を辞退した結果、応札者が1者のみとなった。</p> <p>また、予定価格を算定するにあたり、公共建築工事標準単価積算基準等を活用し、資料等のない物品費は、2者から徴取した見積りにより算出したが、落札価格の内訳と予定価格を比較したところ、諸経費等(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)において、差異が認められた。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・市価調査を2者からだけ徴収した理由は何か。</p> <p>・この更新工事は過去に何回か実施されているのか。また、過去の落札状況も低落札であったのか。</p> <p>・過去に、本件と同じような離島である下甕島等の通信設備、電気設備の工事においては、複数回入札や高落札率の案件があったはずだが、それとの違いは何かあるのか。</p> <p>・この器材は何年ごとに更新するのか。また、何年ぐらい経過しているのか。さらに、過去の落札業者はどのような業者か。</p> <p><b>3〔#232等防水改修工事〕</b>  (一般競争) (複数者応札)</p> <p>・低落札率となった要因について、説明されたい。</p> <p>・見積を徴収した3者は、いずれも応札価格が高い業者だが何か理由があるのか。</p>	<p>・入札参加希望があった2者から徴収したものである。</p> <p>・何度か実施している。過去の落札状況については、未確認であるため、確認する。</p> <p>・他の部隊については、未確認であるため、確認する。</p> <p>・調達要求元から数年ごとと聞いているが、詳細は問い合わせてみないと分からない。過去の落札業者とあわせて確認する。</p> <p>・予定価格は、公共工事積算基準、積算資料及び業者見積により算定しているが、今回の予定価格と落札価格を確認した結果、仮設工事費、防水工事費の内訳、諸経費について差異が大きかった。なお、見積は3者から徴取している。</p> <p>差異の詳細については、足場等の仮設工事費が簡易足場を用いての施工であったため予定価格の半分程度であった。また、防水工事費については、採用した見積は一般的な工事金額であったが、入札時には材料費等の節減に努めたと思われる金額であった。さらに、諸経費については、業者の利益となる部分であるが、企業努力により抑えて競争入札に参加したものであると考えられ、全体として低落札となった。</p> <p>・参加希望業者のうち、落札業者を含む実績のある業者に見積を依頼した。当時、他の工事を施工中であり、本入札への参加が不透明であった落札業者からは見積を徴取することが出来なかった。なお、落札業者及び見積を徴収した3者以外で入札に参加した業者は、新規の業者である。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・本工事で使用した簡易足場（ビケ足場）はどの程度の規模の工事に使用できるのか。また、官側で足場の構造は指定しているのか。</p> <p>・防水工事において、仕様書にある10年という保証期間について、保証内容を契約前に提示しているか。また、どの程度の内容を瑕疵担保と考えているか。</p> <p>・将来的に、適正な施工の観点から事前に瑕疵担保の内容を示しておくことが重要である。</p> <p>4 [車両部品] 5 [車両部品] 6 [車両部品] (随意契約)</p> <p>・随意契約とした理由及び落札率100%となった要因について説明されたい。</p> <p>・1品目に対し、1者しか応札していないパターンもあるようだが、これは車両自体が特殊なものなのか。</p>	<p>・ビケ足場は、低層から中層の工事に使用できる。仕様書で足場の構造は指定していない。</p> <p>・塗料の種類及び防水工事の施工方法により、一般的な基準年数があることから、具体的な保証内容は示していない。現状では、瑕疵の判断は、都度、施工業者と協議する必要がある。</p> <p>また、保証内容を示すのであれば、設計部署等で検討する必要があると考える。</p> <p>・了解した。</p> <p>・本件は、必要となる車両部品をあらかじめ特定できないため、各メーカーの車両部品取扱い業者ごとに割引率について契約しており、いわゆる価格競争ではないため入札ではなく公募（ホームページ等に掲示）により参加希望業者を募って、最も高い割引率の提示があった業者との間において随意契約としている。</p> <p>また、予定価格に準ずる予定割引率については、各メーカーの車両部品取扱い業者に対する市場調査を実施して設定しているが、公募により募った業者が、事前に調査した割引率と同様の割引率を提示したことにより落札率100%となったものである。</p> <p>・本件は、50品目の部品について、見積書に記載された品目ごとに、最も高い割引率を提示した業者と契約している。業者により取り扱うメーカーが異なるため、1者のみに対応出来る品目もあった。車両自体は、特殊なものではない。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・参加者数が8者となっているが、各品目について、8者全てが割引率を提示している状況ではないようだが、どういうことか。</p> <p>・落札率100%ということであるが、内容は割引率を適用しているため一般販売価格よりも安価となっており、通常の100%とは異なる。表記等を工夫されたい。</p>	<p>・本件については、全ての品目を対象として一度に見積合わせを行っている。全品目の総額決定ではなく、取扱い可能なメーカー毎の品目について、単品で競争しており、取扱いが出来ない品目については応札していない。</p>